

前橋市空家等管理活用支援法人指定方針

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

2 基準

指定する基準は次のとおりとします。

- (1) 本市又は他自治体と空家等対策に関わる実績を有すること。
- (2) 本市が事業活動エリアに含まれること。
- (3) 空家等に関する常設の相談窓口（電話による相談体制を可とします。）を設置していること。
- (4) 法人の定款等に、空家等の管理・活用等に関する事業を行う旨が記載されていること。

3 支援法人に求める業務

本市では、法第24条に規定する業務のうち、市の空き家対策の取り組みを補完する役割として、次の業務を求めます。

なお、次の業務については、空家等に関する相談対応や具体的な助言・提案をワンストップで行う伴走的な支援業務も含まれ、支援法人には（1）又は、（1）および（2）から（6）のいずれかの業務を実施していただきます。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理若しくは活用の方法に関する情報の提供若しくは相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- (2) 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- (3) 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

4 支援法人の指定

- (1) 指定する支援法人の数：5法人程度とする
- (2) 指定の期間：指定日から令和12年3月31日までとする

※指定の期間は申請により、更新することが出来る。

5 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議をお願いします。

6 申請について

次の申請書に関係書類を添えて、ご提出ください。

(1) 申請書

空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（第1号様式）

(2) 関係書類

ア 定款の写し

イ 登記事項証明書

ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

オ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

キ これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動の実績を記載した書面（法人のウェブサイト、会報、パンフレット等を含む）

ク 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（関係する行政機関や民間団体、専門家、事業者等との連携・調整の状況を含む）

ケ 国税及び地方税に係る納税証明書

コ 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

サ その他市長が必要と認める書類

7 指定の通知

申請の結果は、申請後概ね30日以内に文書で通知します。

8 留意事項

申請にあたっては、法、要綱を参照してください。支援法人として指定されたことによる業務委託料等は発生しません。

9 問い合わせ及び書類等提出先

都市計画部 建築住宅課 空家利活用センター

〒371-8601

住所：前橋市大手町二丁目12番1号 8階

電話：027-898-6081（直通）